

令和4年生駒市議会（第4回）定例会議案

令和4年6月7日

生 駒 市

令和4年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	令和3年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 2 号	令和3年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	3
報告第 3 号	令和3年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	4
報告第 4 号	令和3年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書	5
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和4年度生駒市一般会計補正予算(第2回))	6～13
議案第 35 号	令和4年度生駒市一般会計補正予算(第3回)	14～23
議案第 36 号	令和4年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)	24～25
議案第 37 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	26～31
議案第 38 号	生駒市立学校給食センター改修整備工事請負変更契約の締結について	32
議案第 39 号	財産の取得について	33
議案第 40 号	市道路線の認定について	34
議案第 41 号	市道路線の廃止について	35
議案第 42 号	生駒市監査委員の選任について	36

令和3年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定 地方債	その他	
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	4,620,000	4,620,000		4,620,000			
	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	205,913,000	204,723,000		204,723,000			
民生費	児童福祉費	子育て特別給付金支給経費	5,013,000	5,013,000		4,008,000			1,005,000
	衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業	26,774,000	26,774,000		26,774,000			
保健衛生費		健康センタ－整備費	100,133,000	100,133,000			90,100,000		10,033,000
産業経済費	農業費	SDGs 未来都市等推進事業	5,000,000	5,000,000				3,750,000	1,250,000
		農業委員会運営	160,000	160,000		160,000			
土木費	商工費	土地改良事業	6,800,000	6,800,000		6,800,000			
		飲食・物販支援等事業	1,500,000	765,074					765,074
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修	26,647,000	5,852,100		3,126,050			2,726,050
		橋梁予防保全事業	87,861,000	87,538,000		48,145,900	35,400,000		3,992,100
		生活道路安全対策事業	2,470,000	2,135,982		1,067,991			1,067,991
		企業誘致関連道路整備事業	20,776,000	3,454,300		1,727,150	1,500,000		227,150
		道路新設改良事業	11,375,000	10,374,500					10,374,500
		河川水路改修事業	77,220,000	77,220,000			77,200,000		20,000

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
土木費	都市計画費	まちづくり推進事業	7,921,000	7,921,000		2,600,000			5,321,000
		小学校施設管理事業	3,630,000	1,084,334					1,084,334
教育費	小学校費	小学校情報教育推進事業	4,207,000	4,207,000		2,103,500			2,103,500
		小学校施設整備事業	6,430,000	4,400,000		2,930,000	1,400,000		70,000
		中学校施設管理事業	4,150,000	460,065					460,065
	中学校費	中学校情報教育推進事業	2,497,000	2,497,000		1,248,500			1,248,500
		中学校施設整備事業	90,561,000	88,760,100		20,947,000	41,800,000		26,013,100
		保健体育費	体育施設整備事業	946,000	946,000				

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	510,604,000	140,040,000	370,564,000	0	20,242,000	350,322,000	0		

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国庫補助金	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	中央監視制御設備更新事業	664,806,000	370,846,000	145,325,000	516,171,000	66,616,000	449,555,000	449,555,000	149,851,000	299,704,000	0
		水道施設耐震化事業	290,000,000	145,000,000	0	145,000,000	0	145,000,000	145,000,000	0	145,000,000	0

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 柴 雅 史

令和3年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	200,220,000	79,220,000	121,000,000	31,600,000	89,300,000	100,000	0	0	

[単位 円]

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年5月20日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

令和 4 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 4 年 5 月 2 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 4 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 4 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 9 2 , 5 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 , 7 1 9 , 7 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,396,196	392,506	6,788,702
	2 国庫補助金	1,371,773	392,506	1,764,279
歳 入 合 計		39,327,198	392,506	39,719,704

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		16,206,448	392,506	16,598,954
	1 社会福祉費	7,458,271	279,618	7,737,889
	2 児童福祉費	6,792,085	112,888	6,904,973
歳 出 合 計		39,327,198	392,506	39,719,704

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
2 民生費国庫補助金	449,064	392,506	841,570	1 社会福祉費補助金	279,618	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費補助金 250,000 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事務費補助金 29,618
				2 児童福祉費補助金	112,888	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
計	1,371,773	392,506	1,764,279			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳		区分	金額	説明
				特定 国県支出金	地方債その他			
1 社会福祉総務費	371,712	279,618	651,330	279,618 (国補) 279,618		1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金	1,633 1,377 284 101 610 2,086 23,227 300 250,000	パートタイム会計年度任用職員 社会保険料等 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 修繕料 通信運搬費 手数料 システム等委託料 情報機器賃借料 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
計	7,458,271	279,618	7,737,889	279,618				

[単位：千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別 国県支出金	地方債	財源 その他			
1 児童福祉総務費	2,847,069	112,888	2,959,957	112,888 (国補) 112,888			1,633	パートタイム会計年度任用職員	
							327		
							296	社会保険料等	
							98	費用弁償	
							22	消耗品費 印刷製本費	
							292	通信運搬費 手数料	
							4,620	システム改修委託料	
							105,600	子育て世帯生活支援特別給付金	
計	6,792,085	112,888	6,904,973	112,888					

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(696) 800	763,547	3,136,701	2,377,508	6,277,756	7,421,578	
補 正 前	(692) 800	760,281	3,136,701	2,375,804	6,272,786	7,416,028	
比 較	(4) 0	3,266	0	1,704	4,970	5,550	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
補 正 後	73,440	119,172	2,376	197,104	1,097	196,812	32,443
補 正 前	73,440	119,172	2,376	197,104	1,097	195,762	32,443
比 較	0	0	0	0	0	1,050	0

夜間勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,578	648	77,782	48,282	281,500	809,122	530,152
7,578	648	77,782	48,282	281,500	808,468	530,152
0	0	0	0	0	654	0

令和4年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,793,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		114,251	936	115,187
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	936	936
15 国庫支出金		6,788,702	286,311	7,075,013
	1 国庫負担金	4,994,493	111,031	5,105,524
	2 国庫補助金	1,764,279	175,280	1,939,559
16 県支出金		3,174,911	688,629	3,863,540
	2 県補助金	747,470	688,629	1,436,099
19 繰入金		975,998	94,426	1,070,424
	1 基金繰入金	975,998	94,426	1,070,424
20 繰越金		218,501	△936	217,565
	1 繰越金	218,501	△936	217,565
21 諸収入		1,004,858	4,715	1,009,573
	4 雑入	996,788	4,715	1,001,503
歳 入 合 計		39,719,704	1,074,081	40,793,785

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,298,443	2,000	4,300,443
	1 総務管理費	3,333,176	2,000	3,335,176
4 衛生費		5,082,205	977,655	6,059,860
	1 保健衛生費	2,541,188	977,655	3,518,843
8 教育費		4,823,507	94,426	4,917,933
	6 保健体育費	1,852,787	94,426	1,947,213
歳 出 合 計		39,719,704	1,074,081	40,793,785

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
市民課窓口委託業務	令和4年度から 令和7年度まで	274,001
燃えるごみ収集運搬及び まごころ収集業務	令和4年度から 令和9年度まで	2,433,016
大型ごみ・燃えないごみ収集 運搬、中間処理及び受付業務	令和4年度から 令和9年度まで	429,228
資源物等収集運搬 及び中間処理業務	令和4年度から 令和9年度まで	984,092
プラスチック製容器包装収集 運搬及び中間処理業務	令和4年度から 令和9年度まで	847,530

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	936	936	1 新型コロナウイルス 感染症 対策地方税減 収補填特別交 付金	936		
計	0	936	936				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 衛生費国庫負担金	155,689	111,031	266,720	1 保健衛生費負 担金	111,031		新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	4,994,493	111,031	5,105,524				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	284,868	1,824	286,692	1 総務管理費補 助金	1,824		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
3 衛生費国庫補助金	300,254	173,456	473,710	1 保健衛生費補 助金	173,456		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助 金
計	1,764,279	175,280	1,939,559				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生費県補助金	36,451	688,629	725,080	1 保健衛生費補助金	688,629	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	
計	747,470	688,629	1,436,099				

[単位 千円]

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
8 公共施設等総合管理基金繰入金	200,000	94,426	294,426	1 公共施設等総合管理基金繰入金	94,426		
計	975,998	94,426	1,070,424				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	218,501	△ 936	217,565	1 繰越金	△ 936	前年度繰越金	
計	218,501	△ 936	217,565				

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 繰入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 繰入	995,177	4,715	999,892	4 繰入	4,715	自治総合センターコミュニケーション助成金	2,000

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
					金額	
計	996,788	4,715	1,001,503			事務取扱手数料等 2,715

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源その他				
					特定地方債	財源			
8 市民活動費	143,423	2,000	145,423		2,000 (諸)	2,000	18 負担金補助及び交付金	2,000 コミュニケーション助成事業補助金	
計	3,333,176	2,000	3,335,176		2,000				

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源その他				
					特定地方債	財源			
1 保健衛生総務費	1,225,656	688,629	1,914,285	688,629 (国負) (県補)			18 負担金補助及び交付金	688,629 新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金	
2 予防費	1,033,136	289,026	1,322,162	286,311 (国負) 111,031 (国補) 175,280	2,715 (諸)	2,715	1 報酬	6,950 パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	7,971	
							4 共済費	504	社会保険料等
							7 報償費	47,500	謝礼
							8 旅費	238	費用弁償
							10 需用費	12,801	消耗品費 印刷製本費 光熱水費 医薬材料費
							11 役務費	9,928	通信運搬費 手数料
									7,880 1,448

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別	国県支出金	地方債その他			
								保険料 600	
							12 委託料 182,730	自宅待機者・自宅療養者支援業務委託料 新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業委託料 新型コロナウイルスワクチン接種委託料	
							13 使用料及び賃借料 218	情報システム使用料	
							17 備品購入費 330	事務用備品	
							18 負担金補助及び交付金 19,856	新型コロナウイルスワクチン接種負担金 9,987 新型コロナウイルスワクチン接種協力金 9,869	
計	2,541,188	977,655	3,518,843	974,940	2,715				

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別	国県支出金	地方債その他			
3 学校給食センター運営費	897,233	94,426	991,659		94,426 (繰入) 94,426		14 工事請負費 94,426	施設整備工事	
計	1,852,787	94,426	1,947,213		94,426				

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(705) 800	770,497	3,136,701	2,385,479	6,292,677	1,144,326	7,437,003
補正前	(696) 800	763,547	3,136,701	2,377,508	6,277,756	1,143,822	7,421,578
比較	(9) 0	6,950	0	7,971	14,921	504	15,425

※()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	73,440	119,172	2,976	197,104	1,097	204,183	32,443
補正前	73,440	119,172	2,376	197,104	1,097	196,812	32,443
比較	0	0	600	0	0	7,371	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)
7,578	648	77,782	48,282	281,500	809,122	530,152
7,578	648	77,782	48,282	281,500	809,122	530,152
0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	6,950	その他の増減分 6,950	採用に伴う増	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	7,971	制度改正に伴う増減分 7,971	業務量の増加に伴う増	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		その他の増減分		千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		

議案第 36 号

令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和4年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	619,485 千円	688,629 千円	1,308,114 千円
第2項 医業外収益	532,053 千円	688,629 千円	1,220,682 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	583,385 千円	688,629 千円	1,272,014 千円
第1項 医業費用	530,703 千円	688,629 千円	1,219,332 千円

第3条 予算第7条中、「23,014千円」を「711,643千円」に改める。

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度 生駒市病院事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		619,485	688,629	1,308,114	
	2	医 業 外 収 益	532,053	688,629	1,220,682	
		2 他 会 計 補 助 金	25,788	688,629	714,417	一 般 会 計 補 助 金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		583,385	688,629	1,272,014	
	1	医 業 費 用	530,703	688,629	1,219,332	
		2 経 費	122,200	688,629	810,829	交 付 金

議案第 37 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得

の金額については、適用しない。

第25条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第28条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるもの

に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万

円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者)に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第54条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第82条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第82条の3第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

附則第9条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第18条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第21条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第25条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよう

とする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 25 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 25 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条の 8 中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 25 条の 9 を削る。

附則第 26 条第 1 項中「又は第 68 条の 19 第 1 項」を削る。

（生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 生駒市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年 6 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中生駒市税条例附則第 26 条第 1 項の改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定 公布の日

- (2) 第1条中生駒市税条例第29条の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第9条の3の2第1項、第21条第3項及び第25条の8の改正規定並びに同条例附則第25条の9を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例第18条第4項及び第6項、第25条の3第1項及び第2項、第28条第1項ただし書及び第2項、第29条第2項及び第3項並びに第54条の改正規定並びに同条例附則第18条第2項、第25条の2第4項並びに第25条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (4) 第1条中生駒市税条例第9条第1項、第82条の2第1項及び第82条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例第9条第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例（次項において「新条例」という。）第29条の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第29条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の生駒市税条例（次項及び次条第1項において「旧条例」という。）第29条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2

項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同項に規定する四年旧措置法の規定が適用される場合については、旧条例附則第26条第1項の規定は、なおその効力を有する。

2 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例第82条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

3 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例第82条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

生駒市立学校給食センター改修整備工事請負変更契約の締結について

生駒市立学校給食センター改修整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市立学校給食センター改修整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 186,230,000円
- 4 契約の相手方 奈良市南紀寺町2丁目147番地
谷建設株式会社
代表取締役 谷 慎 吾
- 5 工 期
 - (1) 変更前 契約の日から令和4年9月30日まで
 - (2) 変更後 契約の日から令和5年1月31日まで

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 39 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車
- 2 取得価格 19,800,000円
- 3 契約の相手方 生駒市小明町2101番地1
奈良トヨタ株式会社東生駒店
店長 末吉正吾
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和4年6月7日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 40 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小明町南13号線	小明町534番15先 小明町534番12先	
2	中菜畑1丁目4号線	中菜畑1丁目14番4先 中菜畑1丁目24番3先	
3	秋津7号線	小平尾町1877番1先 小平尾町1013番49先	
4	秋津8号線	小平尾町1934番1先 小平尾町1013番42先	
5	さつき台22号線	さつき台1丁目650番172先 さつき台1丁目638番5先	

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 41 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点
1	さつき台22号線	さつき台1丁目650番170先 さつき台1丁目650番172先

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 42 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 東 良 徳 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年6月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史